

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が請求人に対して平成〇年〇月〇日でした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料、並びに同月〇日付けでした同法による療養補償給付をいずれも支給しない旨の各処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日に退社し、その後平成〇年〇月〇日に会社に再入社し、管工事現場における管理監督業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「肺がん」と診断され、治療を継続していたが、同年〇月〇日に死亡した。死亡診断書には、直接死因は「肺癌」、死因の種類は「病死及び自然死」と記載されている。

請求人は、被災者の肺がんの発症及び死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付、葬祭料及び療養補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の肺がんの発症及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の肺がんの発症及びそれによる死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 石綿による肺がんの業務起因性については、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。両者を併せて以下「請求人ら」という。）は、被災者が現場監督として、配管工事、設備工事、内装工事等の作業を手伝い、又は清掃作業に従事していたことから、被災者は少なくとも〇年余り石綿ばく露作業に従事していたもので、被災者の肺がんは認定基準を満たしている旨主張している。

(3) この点、請求人らが提出した平成〇年〇月〇日付け意見書に添付された請求代理人と会社の従業員Dとの電話による通話の反訳書からは、被災者が会社の現場監督として、清掃作業を手伝うこともあったことが推認されるにすぎず、また、同意見書に添付された会社からの回答書によれば、毎日の後片付け・清掃作業は会社が外注した下請業者の職務になっており、現場監督である被災者が毎日清掃作業をしていたかどうかは分からないとされており、被災者が現場監督の業務として、清掃作業を常態的に行っていたと認めることは困難である。

さらに、Dは、平成〇年〇月〇日付けの聴取書において、「被災者は会社に入って〇年くらいになると思いますが、直接、石綿を取り扱う仕事に携わっていたことはありませんし、同じ現場で間接的にさらされる可能性がないとは言えないという程度だと思います。」と申述し、Eも、同日付けの聴取書におい

て、「被災者が石綿を取り扱う作業に従事したことはない。」旨を申述し、Fも、平成〇年〇月〇日付け確認書において、「被災者は現場監督であり、自ら配管切断などはしない。」旨を申述していることからすると、被災者は、会社入社以降は現場監督としての業務に従事しており、石綿ばく露作業そのものに従事していたものではなく、当審査会としても、間欠的かつ短時間石綿の間接的なばく露を受けていた可能性は否定できないものの、10年以上にわたり石綿ばく露作業に従事していたものと認めることはできないと判断する。

そうすると、決定書理由に説示するとおり、被災者は、会社入社前である昭和〇年〇月から昭和〇年〇月までの約〇か月間は石綿ばく露作業に従事した可能性は認められるものの、10年以上石綿ばく露作業に従事していたとみることはできず、また、その他認定基準の要件に該当するとの事情も認められないことから、当審査会としても、被災者に発症した肺がんが業務上の事由によるものと認めることはできないと判断する。したがって、肺がんを原因とする被災者の死亡も業務上の事由によるものと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付、葬祭料及び療養補償給付を支給しない旨の各処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。